

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年7月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 1	役員の就任時・重任時において、役員就任予定者から欠格事由の確認書を入手する必要がある (川越都市開発株式会社) 川越都市開発(株)の役員は、設立されて以来、おおむね市関係者、会社設立時の発起人である法人等の役員、管理職から選出されている。市関係者は市長、副市長であり、他の役員は会社設立時の発起人である法人の役員、管理職を兼職していることから、会社法第331条に規定する欠格事由には該当しないと判断し、欠格事由がない旨の確認書は入手していない。しかし、選任後に役員の欠格事由が判明した場合、選任の決議自体が無効となるため、組織運営の支障となる可能性がある。役員の就任時・重任時において、役員就任予定者に欠格事由の有無について確認書面を用いて確認する必要がある。	政策企画課	○			令和8年度は役員改選の年(5月下旬)であり、新任及び重任役員(任期途中の監査役を含む。)から、それぞれ欠格事由がない旨の届出書の提出を受けたことを確認しております。
結果 2	一部文書について文書管理規程に基づく保存期間等が定められておらず保管文書の廃棄が未実施であり、また社長への棚卸の報告が実施されていない (川越都市開発株式会社) 会社の文書管理規程には文書の分類及び保存年限の規定がない。また、同規程において、毎年度全ての保管文書の棚卸を行い、保管期限が到来した書類の廃棄を行った上で社長へ報告する旨が定められており、棚卸については毎年度実施しているとの話であったが、保管文書一覧表に保存年限を未記入のままにしている箇所があり、その結果いつ廃棄すべきかが分からず廃棄していない書類があるとのことであった。同規程に定める保管文書の棚卸及び廃棄を実施する必要があり、そのために文書の分類及び保存年限の規定を定める必要がある。	政策企画課		○		
結果 3	役員の欠格事由の有無については、就任時のみならず、重任時にも確認しなければならない (公益財団法人川越市施設管理公社) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることが規定されているが、法人は役員の重任時において欠格事由の有無の確認を実施していない。公益認定が取り消されると、原則として認定取り消しの日から1か月以内に、公益目的で取得した財産の残額を、類似の事業を行う他の公益法人等に贈与する義務が生じることになるため、役員が欠格事由に該当するか否かは法人の存続に繋がりを極めて重大な事項であり、新任・重任の際は確認書面の受領によって欠格事由の有無を確実に確認する必要がある。	文化芸術振興課		○		
結果 4	個人情報管理台帳を作成し、点検実施計画の立案ならびに個別点検の定期的な実施をする必要がある (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人は個人情報取扱規程に規定する個人情報管理台帳の整備・公表について実施しておらず、また、同規程に規定する点検実施計画の立案ならびに個別点検の定期的な実施についても実施していないとのことである。個人情報管理台帳を作成することで、「法人が適切に管理・保護すべき個人情報は何か」「法人が保有する個人情報にどのような漏洩リスクがあるか」といった現状を正確に把握できるようになるため、整備・公表する必要がある。また、現場で実際に正しく運用されているかをチェックするため、点検実施計画を立案し、個人情報取扱施設等の個別点検を定期的な実施する必要がある。	文化芸術振興課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年7月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 5	長期継続契約を締結することができる規定を別に定める必要がある (公益財団法人川越市施設管理公社) (公財)川越市施設管理公社が長期継続契約を締結する根拠は、事務事業委託執行伺書によれば会計規程第64条とのことである。同条は当規程に別段の定めのない事項については理事長が別に定めるとする準用規定である。しかし、法人に確認したところ別に定めた規程類は存在しないとのことであった。法人は非常に多くの長期継続契約を締結しているため、早急に規定を別に定めることで、ルールに反する状況を是正する必要がある。	文化芸術振興課		○		
結果 6	消耗什器備品の管理台帳を更新し、現況を反映させた管理を行う必要がある (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人が購入した消耗什器備品について、会計規程に基づいて管理台帳を作成する必要があるが、法人は直近の状況に即した消耗什器備品の管理台帳の整備を実施していない。経理関連簿冊内に過去に作成したと思われる、その時々で異なった様式の台帳がファイリングされており、それらの台帳に記録されている消耗什器備品の購入年月の偏りから、明らかに台帳に反映されていない消耗什器備品が相当数存在することが見て取れる。不要な消耗什器備品を購入する可能性があること等からも、消耗什器備品の管理台帳を同一様式で作成・更新し、現況を反映させた管理を行う必要がある。	文化芸術振興課	○			消耗什器備品台帳については、現況を反映させた形での管理台帳に更新したとの報告を受けております。
結果 7	法人の事務局は市との基本協定書に基づき無償貸与されている備品の管理をする必要がある (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人の事務処理規程第3条において、「物品の購入、検収及び管理に関すること」「資産の管理に関すること」は事務局の分掌事務である旨が規定されている。また、市との指定管理事業の基本協定書により、貸与備品の管理は川越市ではなく、指定管理者である法人の役割となる。そのため、川越市から無償貸与されている備品の保管状況は、指定管理事業の各施設で確認するだけでは足りず、事務局において確認しなければならない。事務局は備品台帳、備品一覧表(補助簿)と現物を整合した結果及び重要備品の現物確認の結果を確認する必要がある。	文化芸術振興課		○		
結果 8	社会福祉法人会計基準や経理規程の規定とは異なる算定方法で徴収不能引当金を計上しており、見積方法の見直しが必要である (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) 法人は小口資金貸付金に対し徴収不能引当金を計上しているが、その算定にあたって直近10年間又は5年間の未償還率を基礎としており、過去の徴収不能実績率に基づく方法とはなっていない。この算定方法では、償還が遅延している債権まで徴収不能見込み額に含まれるため、結果として引当額が過大に算定されることになる。さらに、経理規程では社会福祉法人会計基準の規定を踏まえて「過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額」に基づき算定することを明示しており、現行の算定方法は規程と整合していない。徴収不能引当金の見積方法を見直すことが必要である。	福祉推進課	○			徴収不能引当金の算定方法については、過去の徴収不能実績をより適切に反映した算定方法へ見直しを行うため、見直し案を作成し、顧問税理士への相談を経て、令和8年3月27日付決裁により新たな算定方法を決定しました。 なお、令和7年度決算における徴収不能引当金の計上については、当該見直し後の算定方法を適用しています。
結果 9	特定個人情報等の取扱状況について年1回以上必要と規定された確認が実施されていない (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 法人の特定個人情報事務取扱規程では特定個人情報等の取扱状況について、理事長が年1回以上の頻度で確認を行うとする規定があるが、実際には確認が一度も実施されていないとのことである。ルールに従って確認を実施する必要がある。	高齢者いきがい課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年7月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果10	補助事業実績報告書の記載金額と財務諸表の金額とに不整合があった (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 法人が市に提出している「令和6年度 公益社団法人川越市シルバー人材センター補助金補助事業実績報告書」と財務諸表計上の金額に合計で約20万円の不整合が生じていた。具体的には人件費の項目で、給与手当や法定福利費、退職給付費用に差異が見られた。理由として、同実績報告書の作成後に財務諸表の計上金額との整合性について確認をしていないことが原因と解される。数値の整合性及び正確性の検証を実施することで記載ミスの防止に努めなければならない。	高齢者いきがい課	○			不整合の部分は改めて経費実績を集計し直し、令和7年10月10日付けにて実績報告書を再提出いたしました。令和8年度から補助金申請担当職員と経理担当職員とで経費実績の照合を行う運用としました。
結果11	市は補助金交付要綱において規定された補助金交付申請書の提出期限日を定めていない (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 「公益社団法人川越市シルバー人材センター補助金交付要綱」では法人が市に対して提出する補助金交付申請書の提出期限日を市長が定めることになっているが、提出期限日の提示は法人に対してなされていない。慣行として法人は毎年5月頃に申請書を提出する運用をとっているものの、同要綱上は市側が定めることになっている。仮に法人からの提出が市から見て遅延等した場合であっても、その発端は提出期限日を定めなかった市側にあることになる。市はルールに従って補助金交付申請書の提出期限日を定め、法人に提示する必要がある。	高齢者いきがい課	○			令和8年度補助金について、公益社団法人川越市シルバー人材センター補助金交付要綱第4条に基づき、申請書の提出期限日を設け当団体宛に通知いたしました。
結果12	長期賃貸契約について、指名競争入札によらなければならないところ一者随契を行っている (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 車両リースの契約は5年の長期賃貸契約となっており、財務規程に従い指名競争入札によらなければならないが、法人は近隣にある車両リース会社は当該1社であるとして指名競争入札を行わずに一者随契によっている。しかし、川越市内の車両リース会社は複数あり、川越市近隣にも車両リース会社が複数存在している。また、法人は当該1社から過去に値上げの申し出を受けたことがあり、その際に他社との見積もり合わせを行う旨を伝えたところ、結果的に当該1社から値上げの申し出の取り下げをされた経験もあるとのことであった。このような状況は是正する必要がある。	高齢者いきがい課		○		
結果13	固定資産の実査を年1回以上実施する必要がある (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 法人の財務規程第44条では固定資産について、年1回以上の現物照合(実査)をする規定があるが実施されていない。固定資産管理は現物にシールを貼付して行われているが、資産管理の適正性確保や盗難防止の観点からも、定期的な実査が必要である。規程にも明記されているため、年1回以上の実査を徹底する必要がある。	高齢者いきがい課		○		
結果14	固定資産の廃棄・除却の手続について財務規程に「別に定める事案決定区分」に従うものとされているが、別に定めを設けていなかった (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 固定資産の廃棄・除却については「別に定める事案決定区分」に従って決定権者の決定を得るべき旨が法人の財務規程に定められているが、実際には「別に定める事案決定区分」は設けていないとのことである。法人では固定資産の廃棄・除却については、その時の状況に応じて業者へ委託しているとのことであり、処分時の決裁についての対応が定まっていない。固定資産の廃棄・除却の手続について「別に定める事案決定区分」を明確に規定し、適正な運用を図る必要がある。	高齢者いきがい課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年7月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果15	役員・評議員就任時に確認する欠格事由の有無の確認書を適切に取得していない (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることと規定されているが、確認書が提出されていない等、複数の不備が確認された。公益認定が取り消されると、原則として認定取り消しの日から1か月以内に、公益目的で取得した財産の残額を、類似の事業を行う他の公益法人等に贈与する義務が生じることになるため、役員が欠格事由に該当するか否かは法人の存続に繋がりを極めて重大な事項であり、新任・重任の際は確認書面の受領によって欠格事由の有無を確実に確認する必要がある。	雇用支援課	○			確認書が提出されていないケースについては、既に当団体において確認書を取得し、欠格事由に該当しないことを確認しております。 また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることと規定されている」ことについて、理事会・評議員会でその重要性について説明したこと、今後、重任の場合も確認書の受領をもって欠格事由に該当しないか確認していく旨の報告を当団体から受けました。
結果16	住宅手当の支給が給与規程と異なっているため、整合させる必要がある (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) (公財)川越市勤労者福祉サービスセンターの給与規程第9条によると、賃貸住宅のみならず持ち家の世帯主に対しても住居手当を支給する規定になっているが、実際は賃貸住宅に居住している場合にのみ支給しており、持ち家の世帯主に対しては支給していないとのことであった。 規程の文言を改定するなどして、支給実態と齟齬が生じないようにする必要がある。	雇用支援課	○			当団体の給与規程第9条を次のとおり改正し、賃貸住宅に居住している場合にのみ支給している実態と齟齬が生じないように対応いたしました。 (住居手当) 第9条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員に支給する。
結果17	トレーニング室の回数券に関する条例等の定めと実際の運用との乖離を解消する必要がある (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 川越市中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)のトレーニング室利用のために販売・利用されている回数券に関して、「川越市中高年齢労働者福祉センター条例」及び「川越市中高年齢労働者福祉センター条例施行規則」のどちらにもその対象者や料金、利用方法、様式等に関しての定めがなく、同様に法人のホームページ内の施設使用料の料金表にも回数券に関する記載がないが、実際には施設にて回数券が販売・利用されている。トレーニング室の回数券に関する条例等の定めと実際の運用との乖離を解消する必要がある。	雇用支援課		○		
結果18	施設の利用対象者について、条例の規定と実際の運用との乖離を解消する必要がある (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 川越市中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)・芳野台体育館の使用料が倍額となる区域外居住者について、条例では川越市他対象の市に在住でない者及び事務所等を有しない法人と定めているが、実際には、川越市他対象の市に在住していないが在勤している利用者については、倍額の使用料はとらず区域内居住者と同様の使用料としている。施設の利用対象者について、条例の規定と実際の運用との乖離を解消する必要がある。	雇用支援課	○			当団体に対し、条例の規定どおりの運用とするよう是正を求め、条例の規定と実際の運用の乖離は解消されました。
結果19	役員の就任時には、欠格事由の有無について確認し、確認書を入手する必要がある (川越総合卸売市場株式会社) 株式会社においては、役員の就任(重任を含む)に際し、会社法上の欠格事由の有無を確認しなかったとしても、直ちにその就任の効力が否定されるわけではないが、会社法第830条第2項によれば、株主総会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができるとされているため、仮に欠格事由に該当する者が役員に就任していた場合、会社にとって重大な法的リスクを招くおそれがある。そのため、役員就任時には就任承諾書と併せて、欠格事由に該当しない旨の確認書を確実に取得する必要がある。	農政課	○			令和8年6月開催の定時株主総会において就任した取締役より、欠格事由に該当しない旨の届出書を取得した旨、当団体より報告を受けております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年7月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果20	役員退職慰労金規程に基づいて役員退職慰労引当金を計上する必要がある (川越総合卸売市場株式会社) 川越総合卸売市場㈱においては、役員退職慰労金規程に基づき役員退職慰労引当金を設定すべきところ、現状では当該規程に基づく役員退職慰労引当金の計上がなされていない。会計上は合理的な見積もりに基づき引当金を計上することが求められており、引当金を計上しないと財務状況が適正に表示されないおそれがある。また、引当金を適切に計上しない場合、将来の退職慰労金支払いに備えた財務的な備えが不足し、財務状況の正確な把握や経営判断にも支障をきたす可能性がある。したがって、役員退職慰労引当金を適切に計上する必要がある。	農政課	○			令和8年度決算より役員退職慰労引当金を設定し、四半期ごとに計上することとし、令和8年6月より処理を開始した旨、当団体より報告を受けております。
結果21	役員選任に際して、役員候補者が法律上の欠格事由に該当しない旨の確認がなされていない (公益社団法人小江戸川越観光協会) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることと規定されているが、法人は役員の重任時において欠格事由の有無の確認を実施していない。公益認定が取り消されると、原則として認定取り消しの日から1か月以内に、公益目的で取得した財産の残額を、類似の事業を行う他の公益法人等に贈与する義務が生じることになるため、役員が欠格事由に該当するか否かは法人の存続に繋がりを極めて重大な事項であり、新任・重任の際は確認書面の受領によって欠格事由の有無を確実に確認する必要がある。	観光課		○		
結果22	常勤役員の報酬について理事会決議を経ておらず、規定された手続を欠いている (公益社団法人小江戸川越観光協会) 役員報酬の金額については役員報酬等支給規程において、規定された範囲内の金額であるとともに理事会決議が必要である旨が規定されている。令和6年度の役員報酬は本来であれば、役員報酬を支給する前の理事会において支給の決議をしなければならないが、その決議がなされていなかった。これは、役員報酬等支給規程に明確に反しており、是正する必要がある。	観光課		○		
結果23	規定された個人情報の監査及び点検の未実施があった (公益社団法人小江戸川越観光協会) 個人情報保護規定には監査責任者である総務委員会委員長が、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行うことが規定されている。しかし、法人担当者に確認したところ当該監査が実施されたことはないとのことであった。また、同規定では保護管理者が、保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行うこととされている。この実施状況を法人担当者に確認したところ、網羅的に点検行為をしているわけではなく、また具体的な点検項目や確認日、担当者などの記録はないとのことであった。このような状況は是正する必要がある。	観光課		○		
結果24	市は法人に駐車場を単に転貸借させている状況を改善する必要がある (公益社団法人小江戸川越観光協会) 法人は駐車場運営関連事業として川越市から幸町及び連雀町の土地を賃借し、これを民間の駐車場運営会社に転貸借することで、令和6年度で約11百万円の利益を得ている。この駐車場運営会社は駐車場のコンタクトセンターでの顧客対応から、定期的な清掃・集金・駐車機器の保守メンテナンス・緊急対応まで、駐車場の管理・運営の全般を行っており、法人独自で何らかの付加価値を提供するような行為を行っているわけではない。当監査人としてこの状況は、川越市の(公社)小江戸川越観光協会に対する利益供与ともとられかねない行為であり、早急に是正する必要があるものと考える。	管財課 観光課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年7月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果25	競業及び利益相反取引に理事会承認が事後的に承認されていた(公益社団法人小江戸川越観光協会) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条では、競業及び利益相反取引については、事前に理事会の承認を受けなければならないとされている。しかし、法人の理事が取締役会長を務める会社と締結した業務委託契約書の締結日付は理事会の開催日より前となっており、理事会の承認を受ける前に契約を締結している。法令に従い、適切に手続を行う必要がある。	観光課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見 1	公益通報制度の導入に関する検討を実施すべき (川越都市開発株式会社) 令和4年6月1日に施行された公益通報者保護法第11条第1項では、事業者に対して公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設置、「従事者」の指定、内部規程の策定等)が義務付けられている。なお、同条第3項により、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については努力義務とされており、川越都市開発(株)は努力義務の対象となる。外郭団体は市行政の補完等をしている公共性、公益性の高い団体であるため、川越都市開発(株)は公益通報制度の積極的な導入に向けた検討をすべきである。	政策企画課		○		
意見 2	情報管理全般に関する規程を整備すべき (川越都市開発株式会社) 会社で利用されている①PC、②各種システム(会計・給与計算システム、社内の情報共有システム、テナント管理システム)のID・パスワードの発行・管理・削除やアクセス権限の設定・見直し、定期的なバックアップを適切に行うためのルールが明文化されていない。情報管理における所管部署や責任者を明確にし、情報の漏洩などの事故やトラブルを防ぐために、ID・パスワードの発行・管理・削除やアクセス権限の設定・見直し、定期的なバックアップなど、情報管理全般に関する規程を定めて運用すべきである。	政策企画課		○		
意見 3	市はHPで公表している「外郭団体の経営状況等」の内容のうち非公開情報については、非公開理由を記載すべき (川越都市開発株式会社) 川越都市開発(株)では、常勤役員1名に対して役員報酬の支払いが行われているが、市HP上で公表されている「外郭団体の経営状況等」のうち、役員の平均年収欄が空欄となっていた。市によれば、公表に際し該当役員が1名のみであることから、川越市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当し、非公開にしたとのことである。しかしながら、単に当該欄を空欄とするのみでは、該当の有無や空欄の理由が不明確となり、誤解や不信を招くおそれがある。非公開の理由を明示し、情報の透明性及び利用者の利便性の向上を図るべきである。	行政改革推進課		○		
意見 4	市は川越都市開発(株)の中長期的な経営計画の策定について市の指針を踏まえて関与すべき (川越都市開発株式会社) 川越都市開発(株)は川越市外郭団体への関与に係る指針において求められる中長期的な経営計画を策定・公表していない。 会社は令和7年度に「アトレ」開業35周年を迎え、設立当初からの様々な変化が見られる。例えば、基幹設備である電気設備の特別修繕が必要な、建築後42年目(令和14年)、43年目(令和15年)になると、特別修繕の負担が非常に大きくなることが予想されていることから、川越市は川越都市開発(株)の中長期的な経営計画の策定について市の指針を踏まえて関与すべきである。	政策企画課			○	当団体の業務の性質上、毎年度の売上高に大きな変化はなく、修繕に係る支出も所有権持分に応じた負担となり大きいものではないことから、当団体においては経営計画の策定はなじまないと考えております。なお、当団体では、事業運営計画を毎年度策定しています。
意見 5	タイムカードの出退勤時間を打刻し忘れた場合、打刻漏れと記載すべき (川越都市開発株式会社) 職員の勤怠管理はタイムレコーダーを利用したタイムカードの打刻にて実施している。タイムカードの打刻記録を確認したところ、出退勤時間が空欄となっているケースが散見された。出退勤時間が空欄の場合、正規の勤務時間を勤務したか、あるいは社員給与規程第6条に規定する給与を減額する場合に該当するかが記録からは判断できない。社用外出の場合等に打刻漏れになるとのことであるが、出退勤時間を打刻し忘れた場合、空欄ではなく、打刻漏れである旨と出退勤時間をタイムカードに記入するなどの対応をすべきである。	政策企画課	○			打刻漏れが生じた場合には、理由と実際の出退勤の時刻を確認し、当該職員或いは庶務担当者が記入する取扱いとした旨報告を受けております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見 6	契約事務に関する規程を整備するとともに一者随契とした理由も記録すべき (川越都市開発株式会社) 川越都市開発(株)は、川越市から入札を行った①川越駅東口公共地下駐車場総合管理業務委託契約、②川越駅東口駅前交通広場タクシーコールシステム保守管理業務委託契約をいずれも一者随契にて締結しているが、一者随契とした理由について記録に残っていない。川越市が業者と一者随契を締結することを限定的な取り扱いとしていることを考慮し、少なくとも未記録である状態は改めるべきである。また、会社には契約事務に関する規程が無く、契約業者の選定基準が明確に定められていない。契約事務に関する規程を定めるとともに、一者随契とする場合にはその理由を文書により記録すべきである。	政策企画課		○		
意見 7	総合ビル管理契約において外部業者に作成委託した年度別管理計画書について検収書を作成すべき (川越都市開発株式会社) 川越駅東口再開発ビル「アトレ」総合ビル管理契約において、建物、設備維持管理についての年度別管理計画書を、年度初めに管理委託会社が作成し、川越都市開発(株)に対し、当年度の管理内容を提示することとなっている。これに基づき、川越都市開発(株)は管理委託会社から年度別管理計画書を入手しているが、検収書は作成していないとのことであった。川越都市開発(株)は管理委託会社が作成する年度別管理計画書を入手した際、内容を確認の上、検収書を作成すべきである。	政策企画課	○			年度別管理計画書については、仕様書に基づき作成されており、提出を受け内容を確認のうえ検収書を発行するよう令和8年度から対応したと報告を受けております。
意見 8	総合ビル管理契約において外部業者に作成委託した長期修繕計画について内容を把握すべき (川越都市開発株式会社) 川越都市開発(株)は管理委託会社に作成委託した長期修繕計画に記載されている修繕費用について、その積算根拠の資料を管理委託会社から入手しておらず、各修繕費用がどのような個別修繕内容に基づき算出されたものかについて十分に把握していない状況である。長期修繕計画に記載された金額の積算根拠となる個別修繕内容(工事内容、対象設備、数量、見積金額等)を確認できる資料を入手しなければ、修繕内容の必要性、優先順位、費用の妥当性を検証できないため、管理委託会社から長期修繕計画の積算根拠となる個別修繕内容に係る資料を入手し、その内容を把握すべきである。	政策企画課	○			管理委託会社から、令和8年から令和19年までの長期修繕計画書の積算根拠となる個別修繕内容に係る資料を入手し説明を受け、内容を把握したと報告を受けております。 なお、毎年の次年度特別修繕計画を作成する中では、詳細な見積りを受け、内容を精査していると報告を受けております。
意見 9	賃料等の滞納金が発生した場合の対応を明確にすべき (川越都市開発株式会社) アトレビルのテナントとして入居していた事業者から、過去の賃料等が6,917,200円(令和7年3月末時点)入金されていない状況である。この事業者との定期建物賃貸借契約書において、契約の解除事由として、賃料又は共益費等の支払いを2ヶ月以上怠った場合が規定されている。平成30年5月末から滞納が開始しているが、令和元年12月末に契約解除するまで相当な時間を要し、結果として賃料等の滞納金が増大したとのことであり、覚書の支払計画どおりの返済が行われていない状況である。 今後、同様の事態が生じた場合の運用上の対応を明確にするべきである。	政策企画課		○		
意見10	有形固定資産の現物台帳を作成して定期的な実査を実施するようにルール化すべき (川越都市開発株式会社) 川越都市開発(株)においては、減価償却計算表に基づき資産の内容把握が行われているものの、同一工事名や類似名称の資産について、その内容及び現物の状況を十分に把握できる状況にはない。 したがって、工事完了報告書等を基礎資料として、工事の基本情報、施工内容、施工前後の写真等を記載した現物台帳を作成すべきである。また、現物台帳に基づいた定期的な実査を実施するようにルール化すべきである。	政策企画課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見11	役員退職慰労金の受け取りを辞退している非常勤役員については実態に即して役員退職慰労金の引当金の計上をやめるべき (川越都市開発株式会社) 川越都市開発㈱から非常勤役員に対して退職時に支給する方針となっている役員退職慰労金を受け取るか否かは、市関係者については川越市として役員退職慰労金を受け取らない方針としているが、市関係者以外については本人の意向となっている。しかし、市関係者以外でも、監査役である金融機関関係者は、退職慰労金支給辞退届を提出し、受け取っていない状況である。会計は実態を考慮することが望まれることから、通例として受け取りを辞退している属性の非常勤役員の役員退職慰労金に係る引当金の計上は実態に即してやめるべきである。	政策企画課	○			令和8年度から、市関係者(市長、副市長)に係る役員退職慰労金の引き当ては行わないこととし、これまで引当金に計上した額は取り崩したと報告を受けております。
意見12	情報管理体制及びID・パスワードに関する規定を整備すべき (川越市土地開発公社) 情報管理に関するセキュリティ規程が未整備であり、ID・パスワードの発行、管理、削除、及びアクセス権限の設定並びにその見直しに関する統一的な基準が存在しない状況にある。また、データの定期的なバックアップ体制についても、平常時における情報資産の保全に係る手続が明確に定められていない。このような状況は万一の不測の事態における業務継続性にも影響を及ぼすおそれがあるため、まずは情報管理全般に関する基本規程を早急に整備するとともに、ID・パスワード管理、アクセス権限設定及びデータバックアップ等の運用手順を明確化し、継続的な見直しを行う体制を構築すべきである。	管財課		○		
意見13	費用対効果と実現性を踏まえ、段階的に情報公開の水準を引き上げる方針を採るべき (川越市土地開発公社) 川越市土地開発公社から市に対して定期的な報告がなされているものの、一般市民向けの一覧性の高い情報公開(保有土地・暫定活用・長期保有)は必ずしも十分とはいえない状況が続いている。現在、市のホームページで公開されている情報は、「川越市土地開発公社保有物件買戻し計画(平成26年3月)」および同計画の「進捗状況(平成28年度決算)」、「川越市土地開発公社経営健全化計画に基づく取組状況(令和5年度)」等にとどまる。したがって、まずは市ホームページ内に専用ページを拡充し、保有土地・長期保有・暫定活用・借入金・利子補給を網羅する年次報告の公表から着手すべきである。	管財課			○	当団体の経営状況につきましては、市に対して定期的な報告を行っているとともに、市のホームページにて経営状況が公開されております。 また、当団体における保有土地・長期保有・暫定活用・借入金・利子補給を網羅する年次報告につきましても、既に埼玉県市町村課のホームページにて、市町村土地開発公社の現況として公開をしていることから、新たに市のホームページ内に専用ページを拡充するといった対応は取らないこととします。
意見14	市は川越市土地開発公社の将来ビジョン及び買戻し計画を明確化し、保有期間の長期化を防止する仕組みを整備すべき (川越市土地開発公社) 川越市は川越市土地開発公社の存続意義について、今後の事業需要や長期保有土地の状況を勘案し、組織の将来ビジョンを明確化すべきである。川越市と公社との間では、公社が取得・保有する土地について、土地取得後5年以内に川越市が引き取れることを定めた委託契約を締結しているものの、実際には契約の延長更新が行われ、実質的に5年ごとに契約を巻き直す状態が続いている。その結果、買戻しの時期が不明確となり、長期保有が常態化するおそれがある。今後は買戻し計画を含む中長期的な経営方針を策定し、利子補給等に伴う市の財政負担の費用対効果を明確に評価すべきである。	財政課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見15	公有地利活用方針を公社保有地にも準用し、貸付等による収益化を検討すべき (川越市土地開発公社) 川越市では「川越市公有地利活用指針」等に基づき、未利用地について庁内利用・売却・貸付の優先順位を明確化しているが、公社はこれらの適用対象外であるため、保有する未利用地については活用方針等が体系化されていない。実態として保有する土地の9割超が長期保有に至っており、その相当数は市の事業計画が具体化していない状態にある。そのため、公社においても活用可能性を検討する体制を整備すべきである。特に、市の利活用計画が未定の土地については、暫定利用や有償貸付による収益化の検討を進め、保有コストの軽減及び財政負担の抑制を図るべきである。	管財課			○	当団体の保有土地につきましては、本来、事業用地として目的が定まった土地として取得をしておりますので、市がすみやかに取得すべきものとなっております。 当団体が長期的な有償貸付を行った場合、市からの買戻しが先送りになることが想定されますが、当団体保有土地の一部については、事業進捗状況を確認したうえで、短期的な貸付を既に行っており、保有コストの軽減及び市の財政負担の抑制を図っております。
意見16	保有土地の棚卸体制を整備し、実在性・利活用可能性を定期的に検証すべき (川越市土地開発公社) 公社では保有土地の管理状況について、現状では各所管課から網羅的に情報を取り寄せる仕組みがなく、現地写真や境界確定、接道・占有状況などの確認を体系的に行っていないが、資産の保有主体はあくまで公社であり、定期的な棚卸・現地確認の実施が不可欠である。市の「公有地利活用指針」及び「公有地利活用計画」では、全ての公有地を対象として「未利用地を洗い出し、情報を一元管理・共有する」ことが明記されており、この考え方は公社保有地にも十分に準用できる。今後は、市と連携して保有土地の棚卸を年次で実施し、将来的な利活用検討につなげていく体制を構築すべきである。	管財課			○	当団体は土地を取得するのみで、保有土地の維持管理業務については、市と使用貸借契約を締結し、全て市において行うこととしているため、当団体による棚卸は不要であると考えます。 なお、保有土地は目的が決まっており、利活用を検討する場合には、都度、当団体へ報告を行う体制を既に整えております。
意見17	市は利子補給の実態が見える化し、借入残高と連動したコスト管理を行うべき (川越市土地開発公社) 川越市土地開発公社への利子補給は、市が公社の借入金に対して実質的な金利負担を肩代わりするものである。利子補給額は概ね横ばいで推移しており、財政負担の逓減効果は限定的である。補給率が100%であるため実質的に市の債務と同様の構造となっている。今後は、借入金残高や平均金利、支払利息、利子補給額の推移を年度別に一覧化し、財政負担の見える化とモニタリング体制を整えるべきである。また、金利上昇リスクを念頭に置いた対応が求められることが想定されることから、利子補給額や市財政負担の増加を見据え、中長期的な財政リスク管理の仕組みを構築すべきである。	管財課	○			借入金残高や平均金利、支払利息、利子補給額の推移につきましては、意見にもとづき、年度別に一覧化を行い、財政負担の見える化とモニタリング体制を整えました。 なお、利子補給額を減らすため市に対し保有土地の早期の買戻しを求めています。
意見18	利益等の内部留保の有効活用により、市の利子補給負担を段階的に軽減することを検討すべき (川越市土地開発公社) 川越市土地開発公社には、過去の土地売却時に発生した差益等を原資とする繰越利益剰余金が一定額存在しており、また一部の保有土地については賃貸収入も得ている。しかし、これらの内部留保や収益金については、借入金の返済や支払利息の補填に充当する明確な方針がなく、実質的には未活用の状態にある。公社内部の余剰資金を適切に活用することで、市の財政負担を段階的に抑制することが可能である。今後は、内部留保の活用方針や活用手続を明文化し、利子補給の一部代替や借入金返済原資への活用を検討する仕組みを整備すべきである。	管財課			○	当団体における繰越利益剰余金につきましては、既に金融機関からの借入額削減に充てております。今後におきましても、市による買い戻し等で発生した剰余金は借入額削減に充てることで、市の財政負担軽減を図る予定であることから、必要な措置は既に講じているものと考えております。 なお、当団体の借入期間は1年未満であり、毎年度末に借換えを行っておりますが、これら借換えに関する手続きは理事会の承認を得ております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見19	中期的な経営・財務計画を策定し、内部留保及び借入金の適正水準を管理すべき (川越市土地開発公社) 川越市土地開発公社では、過去に経営健全化計画が策定されたものの、現時点では更新・継続された計画が存在せず、中期的な財務見通しや内部留保・借入金の適正水準に関する方針が明確化されていない。そのため、内部留保は増加を続ける一方で、借入残高や市の利子補給負担との整合が十分に検証されていない状況にある。今後は、中期的な経営・財務計画を策定し、内部留保及び借入金の適正水準を管理すべきである。	管財課		○		
意見20	契約事務に関する規程を整備すべき (川越市土地開発公社) 現在の公社における契約手続は、土地取得以外の調達取引に適用される包括的な規定が整備されていないため、契約事務の公正性及び透明性の確保並びに内部統制の観点から課題があると認められる。また、実際に実行されている調達取引においても、取引実行後に事後報告がなされている事例が確認されている。とりわけ、契約方法の選定基準(一般競争・指名競争・随意契約等)や見積徴収の要件、契約権限の範囲等が明示されていないことから、職員等の裁量に依存した運用となっている。したがって、公社は契約事務規程を整備し、契約手続の標準化及び内部統制の強化を図るべきである。	管財課			○	契約事務につきましては、川越市土地開発公社会計規程第26条において、市の契約に関する手続きの例によるものと規定されていることから、取引実行後に事後報告を行うことがないよう、担当職員に周知徹底いたしました。今後も引き続き、川越市契約規則等に基づき、適正な事務を遂行してまいります。
意見21	支出金の支払方法に関する規程を実態に即して改正すべき (川越市土地開発公社) 公社の会計規程第22条においては「債権者に対する支払は、原則として、直接小切手払いで行うものとする」と規定されている。しかし、公社では既に全ての取引金融機関と協議の上で支払方法を小切手から口座振込へと移行しており、これは債権者からの申出がある場合に口座振込等によることができるとする会計規程第22条但し書きに基づく対応として整理されている。当座預金口座もすでに閉鎖されていることから、規程上の定めと実態との間に整合性を欠いている状況にあるため、規程を実態に即して改正すべきである。	管財課		○		
意見22	情報管理規程を作成・整備・運用すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) (公財)川越市施設管理公社が使用している給与計算システムについて、IDを付与されている事務局職員に対して一律のパスワードが利用されている。情報の漏洩などの事故やトラブルを防ぐため、PC、各種システムについて、ID・パスワードの発行・管理・削除や定期的なパスワードの変更、アクセス権限の設定・見直しなど、情報セキュリティおよび管理・運用に関する情報管理規程を定めて運用すべきである。	文化芸術振興課		○		
意見23	市は年度協定書の締結についての決裁資料において、指定管理料の妥当性について検討過程を記載すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 所管課である文化芸術振興課が起案した年度協定書の締結に係る決裁資料を確認したところ、指定管理料が予算額の範囲内で決定されていることは確認できたが、所管課における指定管理料の妥当性に関する検討過程については記載がなく、確認することができなかった。指定管理料は公金を財源とする以上、管理業務の内容に照らして適正な額となっているかについて、年度協定書の締結段階で検討することが求められる。手続の透明性を確保する観点からも、所管課においては、年度協定書の締結に係る決裁資料に、指定管理料の妥当性に関する検討過程を記載すべきである。	文化芸術振興課			○	指定管理料については、令和7年度までは指定管理者と年度協定書を締結し、各年度の指定管理料を定めておりましたが、令和8年度以降は指定管理者の指定時に締結する協定書において、指定期間における各年度の指定管理料を定めております。令和8年度以降の指定管理者の選定に当たっては、文化スポーツ部の川越市公の施設指定管理者検討会議で審査を行っており、その上で、川越市公の施設指定管理者選定委員会でも意見をいただいていることから、指定管理料の妥当性についても十分に検討を行っているものと考えております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見24	市は指定管理者を随意指定する場合は、その理由を市HPで公表するなど、住民に十分説明する方法を検討すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 指定管理者選定について、公募によらない選定方法(随意指定)は限定的な取扱いをすべきである。また、随意指定は、事実上特定の団体を「指名する」選定方法であることから、公正性・透明性に疑義が生じやすいという性格を有している。そのため、随意指定としたことが合理的であることを住民に対して十分説明できる程度の具体性をもって、公表等により透明性を確保すべきである。市のホームページ等において、随意指定とした理由、選定された団体名、選定過程、契約期間等を明確に公表するなど、住民に対して十分説明する方法を検討すべきである。	行政改革推進課		○		
意見25	市はHPで公表している「外郭団体の経営状況等」の内容のうち非公開情報については、非公開理由を記載すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人では常勤役員1名と非常勤役員に対して役員報酬の支払いが行われているが、市HP上で公表されている「外郭団体の経営状況等」のうち、役員の平均年収欄が非常勤役員の報酬についてのみの記載となっていた。市によれば、公表に際し常勤役員が1名のみであることから、川越市情報公開条例に規定する非公開情報に該当するためとのことである。しかしながら、単に当該欄を非常勤役員の報酬のみの記載とするのみでは誤解等を招くおそれがある。そのため、非公開とした情報が情報公開条例に基づく非公開情報であることを注記するなど、非公開の理由を明示すべきである。	行政改革推進課		○		
意見26	法人は中長期的な経営計画を策定すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 川越市外郭団体への関与に係る指針において、外郭団体は中長期的な経営計画を策定し、これを公表することが求められているが、法人は中長期的な目標・計画の作成をしていない。市とのヒアリングや協議を十分に実施する等適切な連携をしながら、中長期的な経営の課題について理事会、評議員会等において共有し、これらを反映した中長期的な経営計画を策定すべきである。	文化芸術振興課		○		
意見27	随意契約は、業者選考書に会計規程第58条の適用を裏付ける具体的な理由を明示すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人が外部業者等と契約を締結する過程で業者選考書を作成し、決裁を取っている。ここで業者選考書を通査したところ「公益財団法人川越市施設管理公社会計規程第58条第2号により随意契約とする」のみの理由記載が散見された。同条項は「入札をすることが不利又は不相当と認めるとき」であるが、なぜ随意契約とするのかについて具体的な事実が分からなければ、随意契約により契約したことの適切さや業者選定の適切さを理解することは困難である。随意契約の理由については、会計規程第58条各号の適用を裏付ける具体的事実を含めた理由を、業者選考書の理由の記載欄に記載すべきである。	文化芸術振興課	○			当団体との協議の結果、令和8年度の業務委託の入札から、業者選考書に随意契約の理由を明記し、公益財団法人川越市施設管理公社会計規程第58条各号の適用を裏付ける具体的事実の理由を記載するとの報告を受けております。
意見28	一者随契については、一者随契でなければ業務遂行が困難である理由等の具体的な事実を明示すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 舞台常駐業務の随意契約を一者随契とした理由について、業者選考書には「公益財団法人川越市施設管理公社会計規程第58条第2号により随意契約とする」との形式的な記載にとどまり、随意契約を選定方法とした具体的事実関係が業者選考書に明確に記載されていない状況にある。 今後は、契約手続の透明性と説明責任を確保するため、一者随契でなければ業務遂行が困難である理由等の具体的な事実を、業者選考書の理由欄に明示すべきである。	文化芸術振興課	○			当団体との協議の結果、令和8年度から舞台管理業務委託の契約方法について、契約手続の透明性と説明責任を確保するため、制限付き一般競争入札に改めるとの報告を受けております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見29	業者選考書に、長期継続契約を締結することができる契約の区分を記載すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人が3年の長期継続契約であるべき契約について、5年の長期継続契約として締結していたものについて、事務事業委託執行伺書及び業者選考書における記載を確認したところ、①契約期間(5年間)、②公益財団法人川越市施設管理公社会計規程第64条に基づく長期継続契約である旨の記載にとどまり、長期継続契約を締結することができる契約のうち、該当区分について具体的な記載がなされていないものが散見された。契約期間を3年間又は5年間とする場合には、当該契約が「長期継続契約を締結することができる契約」のどの契約区分に該当するのかを明示するべきである。	文化芸術振興課	○			当団体との協議の結果、令和8年度の業務委託契約から、川越市長期継続契約を締結することができる契約に関する規則に準じた区分により、長期継続契約の締結を行うとの報告を受けております。
意見30	期中における日々の現金実査を実施すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人の指定管理事業の6施設における現金管理について、金種表を用いた日々の現金実査と報告は実施していない状況である。現状としては決算日(3月末)にのみ現金実査を実施しているとのことであった。金種表を利用した日々の現金実査を行うことで、その日の取引記録と実際の現金残高に不一致が生じた場合も、早い段階で原因を突き止めることができ、横領等の不正のリスクを低減する効果が期待できる。毎日、その日の取引記録と実際の現金残高の整合を確認し、証拠として金種表を作成し、その結果を事務局に報告させるような運用をすべきである。	文化芸術振興課		○		
意見31	自主事業積立金は積立目的以外での取崩しを検討すべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 自主事業積立金は、公益法人会計基準注解の(注4)3に記載のとおり、特定の目的のために使途等に制約を課した特定資産である。自主事業積立金392,255円は、当初の積立目的である「設立記念事業の実施に係る支出に充てるため」という目的が既に失われており、現状では使用予定がないとのことである。実際に平成28年度以降は使用実績がない状況である。 そもそも会計上、特定資産は法人自らの意思を持って計上したものである。その目的である事業の終了後にそのまま計上し続ける性格のものではない。自主事業積立金は取崩しを検討すべきである。	文化芸術振興課		○		
意見32	特定資産に関する規程を作成し、自主事業積立金の積立目的を明確にすべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人は特定資産に関する規程を整備していないとのことであった。現状のところ法人は目的の達成後も自主事業積立金を計上し続けている状況であり、積立の目的が不明確であるものと解する。特定資産に関する規程に特定資産の管理に関する基本的事項を定めることにより、自主事業積立金の積立目的を明確にすべきである。	文化芸術振興課		○		
意見33	特定資産の管理に関する規程を作成し、減価償却引当資産の積立目的を定めるべき (公益財団法人川越市施設管理公社) 法人は令和6年度決算時点で11百万円の減価償却引当資産を特定資産として計上しているが、法人担当者に当該資産の積立目的や各年度の積立金額の算出方法について質問したところ、明確な回答が得られなかった。減価償却引当資産の積立目的が不明確であるものと解する。特定資産に関する規程に特定資産の管理に関する基本的事項を定めることにより、減価償却引当資産の積立目的を明確にすべきである。	文化芸術振興課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見34	職員退職時のID・権限削除手続が未整備など情報セキュリティ管理体制に不備が認められる部分について改善を行うべき (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) 法人は「個人情報保護規程」及び「特定個人情報取扱規程」を整備し、個人情報の安全管理措置を講ずることとしている。しかしながら、実際の運用においては、総務課職員のうち任意の1名にID・パスワード管理の権限を付与しているにとどまり、退職者のアカウント削除やアクセス権限の定期的見直しなどの基本的な手続が実施されていない状況が認められた。よって、退職・異動時におけるID及び権限の削除・無効化手続を明文化するとともに、アカウント管理の担当者を複数体制とし、定期的な権限の棚卸やアクセス履歴の確認を実施する仕組みを整備すべきである。	福祉推進課	○			情報共有の促進、業務効率の向上及び電子情報の適切な管理を図ることを目的として、退職・移動時におけるID及び権限の削除・無効化等について定めたグループウェアシステムの運用に関する基本事項を定めるグループウェア運用規則を制定したとの報告を受けております。
意見35	市はHPで公表している「外郭団体の経営状況等」の内容のうち非公開情報については、非公開理由を記載すべき (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) (社福)川越市社会福祉協議会では、常勤役員1名に対して役員報酬の支払いが行われているが、市HP上で公表されている「外郭団体の経営状況等」のうち、役員の平均年収欄が空欄となっていた。市によれば、公表に際し該当役員が1名のみであることから、川越市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当し、非公開にしたとのことである。しかしながら、単に当該欄を空欄とするのみでは、該当の有無や空欄の理由が不明確となり、誤解や不信を招くおそれがある。非公開の理由を明示し、情報の透明性及び利用者の利便性の向上を図るべきである。	行政改革推進課		○		
意見36	自主財源確保策について、実行段階への移行と成果の検証を行う体制を構築すべき (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) 法人は財源確保を重点課題に掲げ、計画上是新たな寄附制度やクラウドファンディング等の導入を検討事項としているが、現状は模索段階にとどまり、具体的な実施や成果の把握には至っていない。人口減少や地域社会の希薄化が進む中で、住民会費や共同募金への依存度が高い構造は、持続可能性の観点から課題を残す。今後は、地域ニーズと結びついた資金循環の仕組みを設計し、試行的でもよいので実行に移すことが求められる。また、実施した取組の成果を定量的・定性的に検証し、次年度の事業計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく自主財源確保の戦略的運用体制を整備すべきである。	福祉推進課		○		
意見37	自主財源確保に関する目標指標(KPI)の設定と進捗管理を行い、成果を可視化する仕組みを整備すべき (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) (社福)川越市社会福祉協議会は、自主財源確保の必要性を認識しつつも、会員数や寄附件数、寄附単価などの定量的指標を設定していないことから、取組成果の把握や課題の分析が十分に行われていない状況にある。今後は、寄附や会費収入の増減を的確に把握できる目標指標(KPI)を設定し、その達成度を定期的に検証することが重要である。また、企業や地域団体との連携を強化し、多様な資金調達手段の検討を進めることで、市補助金への依存割合を低下させ、安定的かつ自主的な運営基盤の確立を図るべきである。	福祉推進課			○	自主財源のうち、住民会費については増減をコントロールできる性質のものではないこと、また、寄附金についても、寄附者の自発的な意思に基づくものであり、収入額や件数を左右できるものではないことから、目標指標として設定することは適当ではないと考えており、住民会費及び寄附金については、目標値による管理ではなく、実績の把握や傾向分析を通じて状況を確認していくとの報告を受けております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見38	広報活動の強化にあたっては、住民への到達度を意識した情報発信体制を構築すべき (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) 法人はホームページやSNSの活用、広報委員会の設置など、組織的な広報体制を整備しつつある。しかし、館内掲示の工夫などにより来館者への周知効果は一定の成果を上げているものの、情報は施設利用者など限られた範囲にとどまり、広く地域住民に届く仕組みにはなっていない。今後は発信内容の分析や到達範囲の把握などにより効果を検証し、より多様な層に情報を届けるための戦略的広報を推進すべきである。特に、デジタル媒体を活用した継続的な情報発信を強化することで、地域における社協活動への理解と参加を広げていき、地域に見える社協を目指すべきである。	福祉推進課		○		
意見39	市は補助金の効果測定及び交付額の妥当性検証において、単年度の執行状況に加えて法人の財務基盤を踏まえた評価枠組みを構築すべき (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) 法人に対する市補助金は、人件費等の経常経費に充当される恒常的支出であるにもかかわらず、事業効果や金額水準の妥当性について、単年度の予算査定や執行状況の確認といったフロー中心の検証にとどまっている。令和6年度決算では、法人は総資産の約36%に相当する約2億5,600万円の福祉基金積立資産を保有し、財政基盤として一定の余力を有しているが、こうした状況を補助金の必要性判断に反映する仕組みは存在しない。よって、市は法人の収支状況や積立資産の規模・運用益活用実績等を踏まえて、補助金の目的、金額及び効果を総合的に検証する制度を整備すべきである。	福祉推進課		○		
意見40	福祉基金積立資産の運用益を地域福祉活動費等として有効活用する仕組みを整備すべき (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) (社福)川越市社会福祉協議会の福祉基金積立資産は令和6年度末時点で約2億5,600万円と高水準であり、その運用益が発生しているものの、地域福祉活動への実質的な充当実績は確認されていない。福祉基金は、地域福祉の推進を目的とした自主財源として位置づけられており、元本の維持を前提としつつ、果実を地域活動やボランティア支援などの原資に活用することで、基金の本来目的を実現できる。今後は、基金果実の年度ごとの発生額および活用実績を踏まえて、市と情報共有するプロセスを深化させ、果実を地域福祉活動費等に計画的に充当すべきである。	福祉推進課		○		
意見41	市有備品の定期的な実査の実施についてルール化すべき (社会福祉法人川越市社会福祉協議会) (社福)川越市社会福祉協議会では、市から貸与を受けている行政備品及び指定管理施設の備品について、毎年度、所管部署ごとに実査を実施し、実態把握に努めている。このような市有備品の定期的な実査は適切な取組と評価されるが、現状は特段ルール化されたものではなく自主的に実施しているとのことである。法人所有の固定資産であれ市有備品であれ、法人が事業遂行上適切に管理すべき点は変わらないため、固定資産だけでなく市有備品についても定期的な実査の実施についてルール化すべきである。	障害者福祉課	○			当団体へ貸与している市有物品について、令和8年度に締結した指定管理協定書に確認方法を明文化いたしました。 確認方法につきましては、毎年度末に「物品確認結果一覧」を市へ提出してもらい、双方において確認することといたしました。
意見42	法人HPに掲載の役員名簿に役職名、常勤・非常勤の区分を明記すべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) (公社)川越市シルバー人材センターの法人HPに掲載されている役員名簿には理事長、副理事長、専務理事などの具体的な役職名や常勤・非常勤の区分が記載されていない。公益法人は公益性の高い活動を行う非営利組織であり、一般法人よりも透明性・説明責任が要求される。そのため、定款に定めている役職及び役員報酬規程にも取り扱いが記載されている常勤・非常勤の区分を役員名簿に明記すべきである。	高齢者いきがい課	○			令和8年6月24日定時総会承認後から、役職名及び常勤・非常勤の区分を公表しました。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見43	川越市から派遣される職員の役員体制を見直すべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) (公社)川越市シルバー人材センターの役員について、川越市福祉部高齢者いきがい課長が監事、同福祉部長が理事を務めることが長年の慣例になっているとのことであるが、本庁内の職階上、上位者が執行し下位者が監査する体制となっている。公益法人において監事は理事の業務執行を批判的に検証することが求められるところ、日頃の職階で上位にある者を下位にある者が監査する体制では、監事の監査機能が形骸化する可能性があり、ガバナンスの観点から疑義があるものと考ええる。日頃の職階を考慮したうえで、監査機能が十分に発揮される役員体制を構築すべきである。	高齢者いきがい課	○			令和8年6月24日定時総会承認後から、理事を高齢者いきがい課長、監事を福祉部長とする役員体制としました。
意見44	公益通報制度の導入を検討すべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 公益通報者保護法第11条第3項では、従業員が300人以下の事業者に対して、公益通報制度を整備するよう努力義務を設けているが、(公社)川越市シルバー人材センターでは公益通報制度は導入されていない。公益通報制度は、法人の法令違反等を早期に発見・是正するために必要な措置であると考えられる。市の外郭団体として公共的、公益的使命に基づく執行体制を構築することが求められていることを十分に考慮し、公益通報制度を整備するべきである。	高齢者いきがい課		○		
意見45	会員向けの個人情報保護に関する啓発活動を拡充するべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 法人の個人情報保護規程には、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う旨が定められているが、実際には個人情報保護にスポットを当てた研修は実施されておらず、班長研修テキスト等に非常に簡易な取り扱いの記載があるのみである。過去には当法人において個人情報が記載された名簿等の紛失事案も発生している状況である。個人情報保護にスポットを当てた研修の開催や既存のテキストに個人情報保護に関する内容をより充実させる等、個人情報保護に関する啓発活動を拡充するべきである。	高齢者いきがい課		○		
意見46	法定保存期間を経過した特定個人情報等は速やかに削除・廃棄すべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 特定個人情報等が保管されているファイルを閲覧したところ、法定保存期間を超えた書類が保管されていた。法人の特定個人情報事務取扱規程では、事務処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を保管し続ける旨が定められているとともに、法定保存期間を経過した場合には個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除する旨が定められている。そのため、特定個人情報等の保管・廃棄のチェックリストを作成するなどして、特定個人情報等が記載された書類等の法定保存期間経過後は速やかに廃棄・削除すべきである。	高齢者いきがい課		○		
意見47	市はシルバー人材センターに対し人材育成計画の策定について市の指針を踏まえて関与すべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 川越市外郭団体への関与に係る指針では外郭団体に人材育成計画の策定が求められているが、現状において法人は策定していない。一方で法人は職員の定着について課題認識を有している状況である。この状況について、市担当者に確認したところ、現在川越市としては人材育成計画を策定することについて法人に指導は行っておらず、役職員が研修受講をしていることで人材育成が図られていると理解しているとのことであった。両者のヒアリングを通して、職員の定着という観点から人材育成の対策が必要と考える。市は法人に対し人材育成計画の策定について市の指針を踏まえて関与すべきである。	高齢者いきがい課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見48	市の広報紙への入会説明会の告知記載を再開すべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 令和7年3月まで市の広報紙に法人の入会説明会案内を掲載していたが、市の広報紙の掲載基準が見直された影響を受けて4月以降掲載がなくなり参加者数が相当数減少した。広報紙への掲載再開は入会希望者の増加につながる可能性があるものとする。法人は市の外郭団体であるほか、市自体が各種事業を委託している相手先でもあるのだから、川越市は市民サービスの維持の観点も有するべきと考える。市の広報紙への入会説明会の告知記載を再開すべきである。	広報室	○			川越市シルバー人材センター入会説明会の告知については、関係課と調整し、現在の掲載基準の範囲内で該当する記事を掲載することにしました。なお、該当する記事は、令和8年10月号ニュース欄に掲載予定です。
意見49	契約締結手続について、稟議書において根拠条文とその判断過程を明記すべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 法人は財務規程に基づいて、指名競争入札か随意契約かを判断している。しかし、一部の契約の稟議書では、どのような判断の過程を経たうえで、どの根拠条文を適用して契約手続がなされているのかの記載がないため、財務規程に即した事務手続がなされているのかが把握できない契約が見られた。契約締結手続の透明性を確保するため、稟議書には根拠条文とその判断過程を明記すべきである。	高齢者いきがい課	○			財務規程に則して、根拠条文やその判断過程の理由が必要となる場合は明記することとした旨の報告を受けています。
意見50	未収金、前受金等の残高内訳表は管理上の意義を考慮して作成を工夫すべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 法人は決算をする際に、現金、預金、特定資産、未収金、仮払金、立替金、前払金、未払金、前受金、預り金の残高内訳表をExcelにて作成している。しかし、金額を一つのボックス内に文字列として複数入力しているため、Excelで作成しているにもかかわらず、合計などの計算機能を利用しておらず、非効率である。また、不明残高や滞留債権残高、意図しない未消込残高の把握等の管理を行っておらず科目ごとに内訳金額を記載しているのみである。作成タイミングについても決算時期のみとのことであるため、逐次の不明残高等の把握ができない。残高内訳表の作成を工夫すべきである。	高齢者いきがい課		○		
意見51	固定資産取得積立資産の積立目的を明確にすべき (公益社団法人川越市シルバー人材センター) 法人の令和6年度の貸借対照表に特定資産として「固定資産取得積立資産」が7,110,692円計上されているが、法人担当者にどの種類あるいは内容の固定資産を取得するために積み立てたものであるのかを質問したところ、明確な回答が得られなかった。会計上、特定資産は法人が特定の目的、すなわち自らの意思を持って計上したはずのものであるが、その意思を確認することができなかった。法人担当者によれば、旧社団法人の頃の担当者が計上したもので、その設定目的が明文化されて引き継がれなかったためとのことであった。理事会等において法人としての積立目的を改めて明確にすべきである。	高齢者いきがい課		○		
意見52	市はHPで公表している「外郭団体の経営状況等」の内容のうち非公開情報については、非公開理由を記載すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) (公財)川越市勤労者福祉サービスセンターでは、常勤役員1名に対して役員報酬の支払いが行われているが、市HP上で公表されている「外郭団体の経営状況等」のうち、役員の平均年収欄が空欄となっていた。市によれば、公表に際し該当役員が1名のみであることから、川越市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当し、非公開にしたとのことである。しかしながら、単に当該欄を空欄とするのみでは、該当の有無や空欄の理由が不明確となり、誤解や不信を招くおそれがある。非公開の理由を明示し、情報の透明性及び利用者の利便性の向上を図るべきである。	行政改革推進課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見53	理事の選任にあたっては、主体的関与と意欲のある人材を選任すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人は、補助金・会員数の減少という課題に直面しており、理事の役割は非常に重要である。理事には川越地域の中小企業の代表者も含まれているが、自社の従業員を法人の会員としていない理事も存在しており、公益事業に対する関心や主体的な関与が必ずしも十分とは言えない状況にある。再任ありきではなく、事業に理解と熱意を持ち、自ら普及に努める人物を選任すべきである。理事選任においては、単なる形式的な構成ではなく、法人の福利厚生事業に対する熱意・関心・行動力を有する人物を積極的に登用することが、今後の事業運営の鍵になると考える。	雇用支援課	○			令和8年度から、選考基準のあり方や、新たな人材の段階的な登用について、理事の選任を行う評議員会の意見を聴くなどして当団体内部で検討を進めていくこと、また、現職の理事に対し事業へのさらなる理解と自社の加入をあらためて働きかけるなど、意識向上に向けた取組を進めることについて、当団体からの報告を受けました。 検討や取組の状況について、定期的に当団体に確認してまいります。
意見54	公益通報制度を整備するべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 公益通報者保護法第11条第3項では、従業員が300人以下の事業者に対して、公益通報制度を整備するよう努力義務を設けているが、(公財)川越市勤労者福祉サービスセンターは、公益通報制度は設けていない。公益通報制度は、法人の法令違反等を早期に発見・是正するために必要な措置であると考えられる。市の外郭団体として公共的、公益的使命に基づく執行体制を構築することが求められていることを十分に考慮し、公益通報制度を整備するべきである。	雇用支援課		○		
意見55	情報セキュリティに関する体制を整備するべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 各職員のID・パスワードで法人PC内の全てが閲覧・編集・持ち出しができる状況であり、また、パスワードの定期的な変更に関する取り決めはない。また、バックアップデータは物理サーバー及びUSBメモリでの保管となっており、災害時には破損の可能性も考えられる。また、セキュリティ対策ソフトは入れているもののサイバー保険等の加入はしていない。加えて、法人は今まで情報セキュリティに関する監査を実施していない。情報セキュリティ対策が確実に運用されていることを組織として定期的に確認すべきである。情報セキュリティ対策に関する体制を整備するべきである。	雇用支援課		○		
意見56	人材確保と組織活性化を図るとともに、ジョブローテーションによる人材の育成に取り組むべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人は正職員5名の平均年齢が50歳を超えており、5名のうち4名が20年以上の勤務歴を有している。少人数体制であることからジョブローテーションは実施されておらず、総じて長年にわたり同じ業務を担当してきた状況にある。組織の活性化に向けて若手人材の登用に取り組むべきであり、即時の若年層採用が難しい場合でも、次回採用時には積極的に若手を採用し、新たな視点や発想を取り入れるべきである。また、ジョブローテーションを基本とすることで業務の属人化を避けるとともに、法人の全体像を把握し総合的な判断のできる職員の育成に取り組むべきである。	雇用支援課		○		
意見57	人材育成計画及び人事評価制度を作成し、適正な人事評価を実施すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人では、これまで人材育成計画や人事評価制度が整備されておらず、財政的な制約により職員の昇給も実施できなかったことから、適正な人事評価が十分に行われてこなかったとのことである。これについて、川越市は令和6年度より、人材育成計画および人事評価制度の整備を求めており、現在、法人においてその作成を進めているところである。人材育成計画は職員の成長にとどまらず、組織全体の持続的な発展や競争力の強化にも不可欠であり、また適正な人事評価は、職員のモチベーション維持に極めて重要であることから、早急にこれらの制度を整備し、適切な運用を開始すべきである。	雇用支援課	○			人材育成計画については令和8年3月に策定し、同年度から運用を開始し、また、人事評価制度については令和8年3月開催の理事会において、職員の人事評価の基準、方法等に関する規程を制定し、令和8年度から運用を開始したとの報告を当団体から受けました。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見58	市は法人と十分な意思疎通を図り、連携を強化していくべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人は月1回の定例会議を実施し、事務局長および職員間で、業務の進捗報告、課題の共有、今後の運営方針等について協議を行っている。しかし、定例会議の議事録が作成されていないため、市の担当者が定例会議における過去の協議内容を確認することができないとのことである。また、市の担当者が定例会議に参加する機会は年1回程度にとどまっており、他に有効な双方の意思疎通の場が現状としては設けられていないことから、十分な情報連携や現場把握が図られているとはいえない状況である。月次定例会議という会議体にこだわるものではないが、法人と市との連携を強化していくべきである。	雇用支援課	○			当団体が開催する月例会議にこれまで以上に市職員が参加することや、これまでどおり当団体職員が所管課を訪問することで連携を図ることを市と当団体双方で確認し、令和8年度から取組を開始いたしました。
意見59	法人は早急に中長期経営計画を策定するべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 令和6年度において、川越市は(公財)川越市勤労者福祉サービスセンターに対し、中長期経営計画の策定を求めており、現在、法人においてその計画の作成が進められているとのことであるが、法人は近年、補助金の削減および会員数の減少という二重の課題に直面しており、収支状況の悪化が続いている状況である。そのため、法人は早急に中長期経営計画を策定し持続可能な経営体制を構築するべきである。また、市は法人に対し中長期経営計画の早期策定に向けて引き続き市の定める指針を踏まえて関与すべきである。	雇用支援課	○			令和8年3月に、「第一次中長期経営計画」を策定したため、同計画に掲げる各種取組や進捗管理に係る助言等の関与を開始しております。
意見60	市は川越市中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)及び芳野台体育館の施設のあり方検討を早急に完了させ、大規模修繕に係る具体的な計画を立案・実行すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 川越市個別施設計画(公共施設編)において、川越市中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)及び芳野台体育館については、施設のあり方を検討した上で、築40年目改修の必要性を判断する方針が示されているが、すでに築40年目となっているにもかかわらず、現時点において具体的な検討結果や改修方針が公表されておらず、対応が著しく遅れている状況である。施設屋上においては防水層の剥離等、物理的劣化が顕在化しており、放置すれば漏水を引き起こす可能性もある。施設のあり方に関する検討を早急に完了させ、具体的な改修計画の立案・実行に移すべきである。	雇用支援課		○		
意見61	福利厚生サービスの会員拡大に向けた抜本的な対策を早急に講じるべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人の会員加入率は年々減少傾向にあり、現在は1%を下回っている。周辺自治体の同様のサービスセンターにおける平均加入率2.9%と比較すれば、当法人の制度の魅力不足及び周知不足が一因であると推察される。また、川越市からの補助金の減少及び会員減少に伴い、近年は赤字が続いており、このままでは制度の継続や事業運営に深刻な支障をきたすおそれがある。当法人の制度内容をより魅力あるものとし、その周知を徹底することで、会員拡大につながる可能性は十分にあると考えられるため、会員拡大に向けた抜本的な対策を早急に講じるべきである。	雇用支援課	○			会員拡大に向けた抜本的な対策を早急に講じる等のため、令和8年3月に「第一次中長期経営計画」を策定しております。同計画では、「認知度の向上と会員事業所数・会員従業員数の拡大」の目標掲げ、その達成につなげるため数値目標を設定した上で、各種取組を進めることとしております。各種取組の中には、当団体の提供する勤労者福祉サービスをより魅力あるものとすることや、当団体の認知度向上と会員の加入促進につなげる内容を含んでおり、これらの取組を着実に推進するため、PDCAサイクルによる進行管理を行うこととしております。また、計画の進捗状況等について市に報告する内容を含んでおり、会員拡大等が図られるよう、市として継続的に関与をしてまいります。
意見62	市は勤労者福祉サービスセンターの会員拡大に向けて積極的に協力すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) (公財)川越市勤労者福祉サービスセンターの会員拡大に向けては、これまでも改善計画を策定し、各種施策を実施してきた経緯はあるが、依然として会員数の減少傾向に歯止めがかからず、現行の取組が十分な効果を上げていないのが現状である。当該会員数の増加策に関しては、法人のみならず、川越市としても知恵を絞り、積極的に協力すべきである。	雇用支援課	○			「第一次中長期経営計画」の策定に当たり、市として積極的に関与してまいりました。同計画を実効性のあるものとする点からも、当団体が開催する月例会議や当団体職員が所管課を訪問する機会などを捉え、令和8年度に当団体が重点的に取り組む予定の民間福利厚生サービスの一部活用などについて、情報やアイデアを提供するなど、積極的に関与をしてまいります。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見63	市は広報紙などの公的媒体を活用して積極的に広報支援を行うべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人は会員数増加に向けた広報活動の一環としてかつて行ってきた川越市の広報紙への掲載が令和7年4月以降認められていない状況にある。これは市の広報紙の掲載基準が見直された影響を受けたものである。広報紙は市民に広く情報を発信する公式媒体であり、公益性の高い外郭団体の活動周知に有効な手段である。当法人の事業は、市内勤労者の福祉の向上を目的とした公共性の高いものであり、その利用促進や会員数の増加は、地域の福利厚生の実現につながるものである。特に会員数の減少が課題となっている中で、市としてもその対策に主体的に関与し、連携して取り組むべきである。	広報室 雇用支援課	○			当団体の事業については、関係課と調整し、現在の掲載基準の範囲内で該当する記事を掲載することにしました。 なお、該当する記事は、令和8年3月号ニュース欄に掲載済みです。 今後につきましては、市ホームページの掲載内容の充実を図るなど、市として会員拡大につながるよう関与し、取組を進めてまいります。
意見64	施設目的事業及び自主事業については収益性が確保できるような事業を企画・実施すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) (公財)川越市勤労者福祉サービスセンターは、川越市の指定管理者として施設目的事業及び自主事業を実施している。いくつかの事業は黒字化しているものの、多くは赤字となっており、収益確保が喫緊の課題である。特に自主事業は無料での実施が常態化しており、本来期待されるべき収益性の確保が困難な状況にある。施設の立地条件にも課題があり、駐車場も64台分と限られているなど、集客力や認知度の面で不利な要素が否めない。施設目的事業及び自主事業については収益性が確保できるような事業を企画・実施すべきである。また、市としても協力する姿勢が不可欠である。	雇用支援課		○		
意見65	市は指定管理者の選定については公募を基本とすべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) これまで川越市中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)及び芳野台体育館の指定管理事業は、当法人が非公募により継続して担ってきた。非公募には相当程度の合理性が求められるが、過去の選定理由は主に運営実績に依拠しており、透明性・妥当性が十分に担保されているとは言いがたい。加えて、令和6年度からの5年間についての非公募理由は主として施設の老朽化対応やあり方検討の継続であるが、これは市の対応遅延に起因するものである。今後、市は指定管理者の選定については公募により幅広く事業者の提案を募り、透明性・公平性を確保すべきである。	雇用支援課	○			指定管理者の選定は、原則公募として対応する予定です。
意見66	法人は本来の福利厚生サービス事業に注力すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 施設管理を当法人が担い続けることは本来の福利厚生サービスへの注力の妨げとなっている。当法人は本来福利厚生サービス事業を担う法人であり、施設管理に人的資源を割かれる現状は本来業務への注力を阻む要因となる。施設の老朽化等により専門的知見が不可欠な場合には、例えば施設管理公社など施設管理専門機関への委託も選択肢として検討し、当法人が本来業務に専念できる体制を整えるべきである。	雇用支援課		○		
意見67	回数券納品時に受入数量を回数券受払簿に記載し、正確な残数を把握できるようにすべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 川越市中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)のトレーニング室の回数券については、「回数券受払簿」を作成し、残数を管理している。しかしながら、新たに印刷・納品された回数券については、納品された時点では受払簿に受入数量は記載されず、欄外にその数量を記載するのみとなっている。その後、すでに販売中の回数券の残数が0になった時点で、新たに納品された回数券の数量分が、受払簿の残数に加算されるという記載方法を採用しており、残数管理が煩雑となっている。回数券が納品された時点で受入数量を受払簿に記載し、常に正確な残数を把握できるようにすべきである。	雇用支援課	○			令和8年3月に、「回数券受払簿」の様式を見直し、回数券を受け入れた時点で、受入数量を「回数券受払簿」に記載し、常に正確な残数管理ができるようにしたとの当団体からの報告を受けました。当該報告を受け、同年6月に施設に赴き、見直し後の様式と事務の取扱いについて確認いたしました。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見68	個々の備品を特定し管理するために、各備品には固有の番号を付すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) (公財)川越市勤労者福祉サービスセンターが所有する備品については、大分類・中分類・小分類ごとの管理番号は付与されているものの、各備品を個別に識別する固有番号が存在していない。そのため、同一分類内に複数の備品が存在する場合、個別の特定が困難な状況となっている。個々の備品を正確に管理するためには、各備品に固有の識別番号を付与し、個別に管理すべきである。	雇用支援課	○			令和8年6月までに、個々の備品を正確に管理するために、各備品に固有の識別番号を付与し、個別に管理するよう見直しを完了したとの当団体からの報告を受けました。当該報告を受け、同月に施設に赴き、見直し後の事務の取扱いについて確認いたしました。
意見69	指定管理料で取得した備品とその他の備品について、備品台帳上、区別して管理すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 現在、当法人においては、指定管理料で取得した法人所有の備品と、指定管理料以外の財源で取得した法人所有の備品とが区分されておらず、両者を識別することが困難な状態となっている。指定管理料によって取得された備品については、市との協定上は指定管理が終了した際に川越市へ返却する義務があることから、他の備品と明確に区別し、取得時から一貫して管理していくことが必要である。今後は備品の取得時に財源の種別を明確に記録し、指定管理料で取得した備品とそれ以外の備品とを区別して管理できる体制を整備すべきである。	雇用支援課	○			指定管理料で取得した備品とそれ以外の備品とが区別できるよう備品一覧表を見直したとの当団体からの報告を受けました。当該報告を受け、同年6月に施設に赴き、見直し後の備品台帳を確認いたしました。
意見70	固定資産台帳に記載のない備品についても、備品一覧表を作成し、備品の存在や所在を明確にすべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人が所有する備品のうち、固定資産として計上されているものは固定資産台帳に登録されており、その一覧を確認することが可能である。一方、固定資産に計上されていない備品については、個別の備品カードのみが存在し、一覧化されていない状況であった。備品管理を適切に行うためには、取得財源や備品の重要性にかかわらず、一覧性を確保し、所在や数量を把握しやすい体制を整えておくべきである。したがって、固定資産に該当しない備品についても、どの備品が存在し、どこに保管されているかを一目で把握できるよう、備品一覧表を作成し、一元的に管理すべきである。	雇用支援課	○			令和8年6月に、固定資産に計上されていない備品について、一元的な管理に資するよう、新たに「備品一覧表」を作成し、数量や保管場所を容易に把握できるようにしたこと、また、作成した「備品一覧表」を用いて定期的の実査を行い、適切な備品管理に努めていくこと、について報告を受けました。当該報告を受け、同年6月に施設に赴き、新たに作成した様式と実査の方法など事務の取扱いについて確認いたしました。
意見71	川越市所有の備品については、備品出納帳を每期入手し備品を管理すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 川越市所有の備品については、川越市のシステムから出力した備品出納帳を毎年度取り寄せて保管しているとのことである。しかし、令和6年度の備品出納帳は保管されておらず、法人内で川越市所有の備品を一覧化した資料を確認できなかった。法人によれば、令和6年度は固定資産の異動がなかったため、備品出納帳を入手しなかったとのことである。しかし、固定資産の異動がない年度であっても、備品出納帳を每期入手し管理を継続することが、備品の所在や状況を正確に把握するうえで重要である。川越市所有の備品についても、每期必ず備品出納帳を入手し、適切な備品管理を行うべきである。	雇用支援課	○			市所有の備品を一覧化した「令和6年度 備品出納帳」を入手済であること、今後は、固定資産の異動の有無にかかわらず、毎年度「備品出納帳」を市から入手・保管し、適切な備品管理に努めていくこと、について報告を受けました。当該報告を受け、同年6月に施設に赴き、「令和6年度 備品出納帳」が保管されていることと、備品管理に係る事務の取扱いについて確認し、備品との照合を行っていることについても確認いたしました。
意見72	リース物件についても管理台帳を作成し、定期的の実査を行うべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人のリース物件はトレーニング室の機械、コピー機およびパソコンのみである。リース契約書の管理は行われているものの、リース物件の数が少ないことからリース管理台帳は作成されておらず、日常的に目に触れることから特段の実査も行っていないとのことである。しかしながら、リース物件も備品と同様に、市の指定管理料または法人の財源によって使用しているものであり、今後物件数が増加した場合にも適切に把握できるよう、リース管理台帳を作成し、定期的な実査を実施する体制を整備すべきである。	雇用支援課	○			令和8年6月に、リース管理台帳に相当する「リース物件一覧表」を作成したこと、今後は、「リース物件一覧表」を用いて実査し、リース物件の適切な管理に努めていくこと、について報告を受けました。当該報告を受け、同年6月に施設に赴き、新たに作成した様式と実査の方法、体制など事務の取扱いについて確認いたしました。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見73	備品実査に関する規程を整備すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 備品の実査は年に1回、担当者が現物確認を実施しているものの、実査に関する規程は未整備であり、実査の頻度や時期、実施方法などについて明確なルールが定められていない状況である。このため、実査の実施者や時期、方法、責任の所在が曖昧になり、実査の頻度や手法にばらつきが生じるおそれがあるほか、備品の所在や状態を的確に把握できないリスクも存在する。したがって、備品実査の頻度や方法、責任者を明確化した規程を策定し、定期的かつ体系的な実査を実施する体制を整備すべきである。	雇用支援課		○		
意見74	備品実査の際には、備品管理台帳に備品番号、品名、保管場所を記載した備品一覧表を作成し、これを用いて実査を実施すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 実査は備品カード(各備品に1枚作成)を綴じたファイルを用いて現物確認を行っているが、備品カードは保管場所ごとに区分されておらず、実査が煩雑かつ非効率になっている。このような状況を改善し、備品実査を効率的かつ確実に実施するためには、備品番号、品名、保管場所を記載した一覧表を作成し、実査時には該当一覧表にチェックを付す方法を採用すべきである。	雇用支援課	○			令和8年6月に、新たに作成した「備品一覧表」の右側に点検欄を設け、実査時にチェックを付す方法に見直したことについて報告を受けました。当該報告を受け、同年6月に施設に赴き、実査の方法など事務の取扱いについて確認いたしました。
意見75	備品実査の実施結果については実査を実施した証跡を残すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 備品の実査実施後、実査結果に問題がなかったことについて事務局長の承認を得ているものの、報告書には日付と押印のみが記載されており、実査を実施した具体的な証跡が残されていなかった。また、事務局長も現物確認に関する証跡を確認しておらず、担当者の報告のみを根拠に承認を行っている。証跡が残されていないと、実査の実施状況や結果の正確性を担保できず、管理体制の透明性や信頼性が低下するおそれがあり、組織の内部統制上のリスクも高まる。そのため、実査実施時には、備品の現物確認を行った証跡を残すべきである。	雇用支援課	○			新たに作成した「備品一覧表」で、備品の現物確認を行った証跡を残すように見直したとの報告を受けました。当該報告を受け、同年6月に施設に赴き、実査の証跡について確認いたしました。
意見76	固定資産の取得に関する規程の記載について見直すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 当法人の会計規程には、固定資産の取得に関する規定が定められており、中でも工具、器具及び備品等の有形固定資産については、「耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上」と明記されている。一方で、建物、構築物、機械及び装置等のその他の減価償却資産については、耐用年数や取得価額に関する基準が明示されていない。そのため、耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満であっても、有形固定資産として計上され、取得時に費用処理されないケースが生じる可能性がある。その他の減価償却資産についても耐用年数及び金額基準を設けるよう、会計規程の見直しを行うべきである。	雇用支援課	○			令和8年6月に、当団体の会計規程の一部改正を行い、令和8年7月から「有形固定資産は、土地並びに耐用年数が1年以上で、かつ取得価額が10万円以上の建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品その他の有形固定資産とする。」といたしました。
意見77	使用していない印刷機は、廃棄等を検討すべき (公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 現在、使用していない印刷機及びレーザープリンターが長期間にわたり倉庫に保管されており、今後も使用予定はないとのことである。長期間放置された機器は、埃や湿気による劣化や故障のリスクに加え、将来的に撤去・廃棄費用が発生する可能性がある。また、印刷機内に過去の印刷データやログが残存している場合、情報漏洩のリスクも否定できない。使用しない機器については、速やかに売却や廃棄を検討すべきである。あわせて、不要設備については定期的な棚卸を実施し、一定期間使用実績がないものは処分対象とする等、明確な管理基準・規程を設けることも検討すべきである。	雇用支援課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見78	修繕に関する定義や判断基準について規程やマニュアルにより明確に定めるべき(公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 法人においては、現時点で修繕に関する定義や、資本的支出・収益的支出の判断基準が明文化されていない。このため、固定資産の修理や改良を行った際に、その支出が資産計上すべき「資本的支出」に該当するのか、あるいは期間費用として処理すべき「収益的支出」に該当するのかについての担当者の判断にばらつきが生じ、不適切な会計処理が行われるリスクがある。したがって、修繕の定義を明確にするとともに、資本的支出と収益的支出の区分に関する具体的な判断基準を設け、さらに実務担当者が判断に迷うことのないよう、フローチャートや具体例を盛り込んだ規程等として整備するべきである。	雇用支援課		○		
意見79	市は速やかに法人のあり方の見直し検討に着手すべき(公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) 当法人が市の「外郭団体への関与に係る指針」に基づき、法人のあり方の見直しを要する段階にあるかどうか明確にされていない。所管課自身も「検討開始が必要な状況」と認識しているとのことである。あり方の見直しの結果、事業の存在意義が改めて認められ、法人が引き続き役割を担うべきと判断されるのであれば、市はその体制整備を含めて積極的に支援すべきであり、対応の遅れは、選択肢を狭め、結果的に大きな損失を招くリスクを高める。一方、事業の縮小や解散が適切とされる場合には、判断が先延ばしになるほど市にとっての損失拡大につながることを認識すべきである。	雇用支援課		○		
意見80	取締役会の機能強化のため、非常勤取締役に経営・財務の専門家などの登用を検討すべき(川越総合卸売市場株式会社) 川越総合卸売市場(株)の取締役には、市長をはじめとする公職者が多く含まれている。各市町の首長が一堂に会することにより、意思決定の迅速化や、各議会からのチェック・質問に対する即応性といった点において一定のメリットはあるものの、取締役会において、企業経営における合理性や収益性よりも、それぞれの自治体の公共性や行政的観点が優先される可能性もある。したがって、民間企業としての健全なガバナンスを維持・強化するために、市長以外の人材、特に経営や財務に関する専門的知見を有する外部有識者を非常勤取締役として登用することが望ましい。	農政課			○	経営や財務に関する専門的知見を有する外部有識者の非常勤取締役ににつきましては、既に金融機関や農業協同組合からの人材を登用しているとの報告を受けております。
意見81	常勤取締役不在時に備え、代替対応案や意思決定プロセスを整理しておくべき(川越総合卸売市場株式会社) 常勤取締役が1名のみである体制は、平時においては機能しているとしても、当該取締役が病気や事故等により不在となった場合には、意思決定の停滞や業務執行に支障を来すリスクがある。特に、経営判断を要する場面において、常勤者不在により迅速な対応が困難となる事態は、企業活動全体に影響を及ぼす可能性がある。現時点で大きな支障が生じていないのであれば、直ちに常勤取締役を増員する必要性は高くはないと考えられるが、将来的な不測の事態に備え、代替対応策や意思決定プロセスの整理を行っておくべきである。	農政課			○	常勤取締役不在の場合に関する代替対応策や意思決定プロセスにつきましては、川越総合卸売市場株式会社事務決裁規程第11条及び第13条但し書において代決規定等を定めており、決裁業務については、代決権者による対応が可能となっております。 また、決裁業務以外の緊急性が高い案件については、必要に応じて臨時の取締役会を開催する等、迅速な意思決定が可能な体制を整備しており、常勤取締役不在時の対応策等は整理されているとの報告を受けております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見82	ガバナンス体制の強化および市民の信頼確保のため、監査役の設置を検討すべき(川越総合卸売市場株式会社) 川越総合卸売市場(株)は会計参与を設置しており監査役は設置していない。会社法上、非公開会社の取締役会設置会社においては、ガバナンスの簡素化および計算書類の正確性の担保を目的に、会計参与を設置することで監査役の設置が不要とされる。しかし、会計参与の職務は計算書類の作成及び正確性の担保に限定され、不正行為の防止や背任行為の発見といった業務監査までは担わない。市民の税金という公共財が関与している川越総合卸売市場(株)においては、ガバナンス強化及び市民の信頼確保を図るべく、財務の透明性に加え、より広範な業務監査を可能とする監査役の設置を検討すべきである。	農政課			○	川越総合卸売市場株式会社は、平成23年6月の機関設計変更以降、経営の迅速化と効率的な監査体制の構築を目的に、監査役に代わり会計参与を設置する体制を採用しております。ご指摘の業務監査機能につきましては、現在の会計参与が計算書類等の作成に留まらず、必要に応じた業務・財産状況の調査権限、重大な事実を発見した際の株主への報告義務、および取締役会での意見陳述義務(会社法第374条～第376条)を有しており、経営および業務執行に対する有効な牽制機能を果たしております。 また、公共財に関わる企業としてのガバナンス強化や透明性の確保につきましては、機動的な取締役会の開催による取締役相互の厳格な監督・監視体制に加え、日々の業務における内部牽制を徹底することで十分に担保されていると認識しております。 以上のことから、現在の「取締役会＋会計参与」による機関設計は、組織運営の効率性とガバナンスの実効性の双方を満たした最適な体制であると判断しており、現時点で監査役の設置等の措置を講じる予定はございません。今後も現行体制のもとで、市民の皆様の信頼に足る適正かつ透明な市場運営に努めてまいります。
意見83	公益通報制度に関する規程をより実効性の高いものとすべき(川越総合卸売市場株式会社) 公益通報制度について川越総合卸売市場(株)においては、実務上、顧問弁護士も通報窓口として機能しているが、規程上の窓口は社内総務に限定されており、実態と乖離している。顧問弁護士や外部受付機関といった第三者的窓口を規程上も明記することが望ましい。さらに、制度の利用しやすさの観点から、顧問弁護士の連絡先および連絡方法について、本人の同意を得たうえで規程等に明記することも一案である。加えて、通報対象となる行為についても、法令違反、社内規程違反、ハラスメント、不正行為などを具体的に示し、通報判断の基準を明確化すべきである。	農政課	○			第三者的窓口を規定上整備し、通報対象となる行為及び通報判断の基準については、関係法令に従い規定を明文化することとしたとの報告を受けております。
意見84	情報セキュリティに関する規程を整備すべき(川越総合卸売市場株式会社) 情報セキュリティに関して、パスワードの定期変更、アクセス制限、定期的なバックアップなどの情報セキュリティ対策が実施されているものの、それらを統括・管理する規程は策定されていない。また、バックアップデータは物理サーバーおよび外付けハードディスクへの保存に限られており、災害時におけるデータ消失のリスクが懸念される。加えて、会社は今まで情報セキュリティに関する監査を実施していない。情報漏洩リスク等を考慮した情報セキュリティ対策が確実に運用されていることを組織として定期的に確認すべきである。規程の整備とその適切な運用が求められる。	農政課	○			情報セキュリティに関しましては、パスワードの定期変更、アクセス制限、定期的なバックアップ等の情報セキュリティ対策を実施しておりますが、規程類の整備がされていないことから、これらに関する規定を明文化し、運用することとしたとの報告を受けております。
意見85	属人化や高齢化への対応として、中長期的な人材戦略を構築すべき(川越総合卸売市場株式会社) 会社の各職員は、入社後一定期間は幅広い業務を経験するものの、その後は特定業務に特化する体制が取られており、ここ10年にわたりジョブローテーションや異動は実施されていない。この体制は業務の専門性向上や効率化に資する一方で、属人化が進行し、急な不在や退職時の業務継続性に課題を抱えている。加えて、会社では新規採用の予定はなく、市からの派遣職員によって人的体制を補完する方針が継続されているが、派遣期間が限定的であることから、ナレッジの蓄積や継続的な業務運営の持続可能性に課題が残る。そのため、会社の経営方針に即した中長期的な人材戦略を構築すべきである。	農政課	○			川越市の関係部署を対象とした、川越市場の現状と今後の方向性を議題とした「川越総合卸売市場株式会社に関わる関係課会議」を令和8年5月25日に開催し、中長期的な人材戦略を含めた検討を定期的に行っていくこととしたとの報告を受けております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見86	計画的・継続的な社外研修の機会を確保し、適切に管理する体制を整備すべき (川越総合卸売市場株式会社) 現状、人材育成計画は策定されていないものの、業務上必要と判断された際には、金融機関係シンクタンクの研修や講演会、第三セクター連絡協議会、県主催の説明会等への参加が随時行われている。しかし、業務の繁忙により研修参加が後回しになる傾向があり、全職員が年1回以上の研修を受講できている状況ではない。また、研修の参加実績を記録する体制も整備されておらず、人材育成状況の把握や評価が困難な点も課題である。今後は十分な社外研修の参加の機会を確保するとともに、その記録を適切に管理するなど、職員のスキル向上と組織全体の能力強化の仕組みを整備すべきである。	農政課	○			職員のスキル向上と組織全体の能力強化を目的として、業務の中に計画的かつ意識的に研修機会を組み込むとともに、十分な社外研修の参加の機会を確保し、その記録についても適切に管理することとしたとの報告を受けております。
意見87	中期経営計画の策定と大規模修繕計画の取締役会等承認による透明性・責任体制の確立をすべき (川越総合卸売市場株式会社) 川越総合卸売市場(株)においては、中長期的な経営計画が存在しないため、将来的な経営環境の変化や事業拡大、リスクへの対応について、計画的かつ戦略的に取り組むことが困難な状況にある。また、単年度ごとの施設修繕計画については取締役会で承認されているものの、施設全体を見通した大規模修繕計画については、内部で作成されたもののみで取締役会等による正式な承認を受けていない。そのため、まず中長期的な経営計画を策定し、将来の経営環境に柔軟かつ持続的に対応できる体制を整備することが不可欠である。併せて、大規模修繕計画についても、取締役会等の承認を経るべきである。	農政課			○	毎年度、中長期的な視点やリスクを踏まえた事業計画や予算を策定し、新たな事業については初期段階から複数年に渡り取締役会で報告し、経営環境の変化や事業拡大、リスクに対応し得る運用体制としています。その結果、流通構造や物価変動等にも適切に対応しつつ、資産の有効活用、収益力の向上、大規模改修を含めた施設全体の適切な維持管理を実施することができ、安定的に当期純利益を確保できている状況にあります。今後につきましても市場の長期的な視点を踏まえた方向性等について継続的に関係者と情報共有を図り、適切に市場運営を行っていくとの報告を受けております。
意見88	評価指標に具体的な目標値を定め、定期的にその達成状況を評価・分析する体制を整備すべき (川越総合卸売市場株式会社) 川越総合卸売市場(株)においては、会社の業績を図る指標(KPI)として施設稼働率や売上高、小学校訪問回数等を設定しており、取締役会でも当該指標について毎期報告を行っているが、これらの指標に対する具体的な数値目標については設定されておらず、経営の効果的な管理や進捗の評価が困難な状態である。したがって、会社は現状のKPIに対して具体的かつ達成可能な数値目標を設定し、定期的にその達成状況を評価・分析する体制を整備し、持続的な成長と競争力の向上を図ることが求められる。	農政課	○			評価指標として売上高を設定するとともに、毎期5月の取締役会において当期目標を明確化し、定期的な達成状況の評価、分析により、持続的な成長と競争力の向上に努めることとした旨の報告を受けております。
意見89	突発的な資金需要に備えて、現金預金や換金が容易な流動資産を一定水準で確保すべき (川越総合卸売市場株式会社) 会社は自己資本比率が令和6年度で93.5%と非常に高い水準になっている。その点は財務的に健全と評価できるが、資産の多くを事業運営に不可欠な土地・建物といった固定資産が占めており、資金の流動性に課題がある。これらの固定資産は営業継続のための保有が前提となるため、急な資金需要が生じた場合にも対応できるよう、現金預金や短期で換金可能な流動資産を一定水準で確保しておくことが重要である。あわせて、必要時に迅速な資金調達が可能となるよう、金融機関の融資枠の確保や信用力の維持に努め、資金繰りリスクの低減と経営の安定性を図る体制を整備すべきである。	農政課	○			実質現預金残高(有利子負債控除後)につきましては、2億円超を有しておりますが、さらに現預金を積み増し、併せて金融機関の融資枠の確保や信用力の維持に努めることで、資金繰りリスクの低減と経営の安定化を図っていくとの報告を受けております。
意見90	入札手続や契約方式の選定に関する規程を策定すべき (川越総合卸売市場株式会社) 契約事務決裁規程および決裁権限表は整備されており、社内での意思決定手続については一定のルールが設けられている。しかし、委託業務に係る契約、とりわけ入札手続や契約方式の選定に関する規程が存在しておらず、一般競争入札・指名競争入札・随意契約等の使い分けや、その判断基準について明文化されていない状況にある。特に随意契約については、透明性・公平性の観点からも、どのような場合に適用可能とするかといった明確なルールが求められる。契約方式の選定基準および手続を明文化した規程を整備すべきである。	農政課			○	委託業務の業者選定につきましては、案件の内容や金額等を踏まえ、複数社から見積書を徴収するなど、競争性及び経済性の確保に努めております。また、契約締結に当たっては、決裁権限に基づく承認を経て実施していることから、契約事務の適正性は確保されているものと認識しており、適切な運用が行われている旨、報告を受けております。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見91	委託契約を締結するにあたっては受託者の選定過程を記録し、透明かつ合理的に説明責任を果たすべき (川越総合卸売市場株式会社) 川越総合卸売市場(株)が委託契約の受託者を決定する際、現状としては見積合わせを実施し、一定程度の競争性を持たせた手続を行っているが、各委託業務の選定理由の記載を閲覧したところ、「現行受託者であり見積金額も最安値のため」のみの記載が散見された。単に「現行受託者である」「最安値」だけではなく「過去の履行実績において品質・納期に問題ないことを確認している」「見積は仕様に適合したものであり妥当である」など具体的かつ客観的な根拠や評価過程を明記すべきである。受託者の選定にあたっては、価格と実績だけでなく、受託者選定の合理性を示す記録を残すべきである。	農政課	○			受託者の選定にあたっては、「過去の実績において問題なく履行している」等、具体的かつ客観的な根拠や評価過程を記載をしたとの報告を受けております。
意見92	現金管理リスクを低減するため、現金の保有額や入金・出金に関する規定を整備すべき (川越総合卸売市場株式会社) 現金は紛失・盗難・不正使用等のリスクが高い資産であるが、会計規則には保有現金の上限額に関する記載がなく、多額の現金を保有しうる状態にあるため、適正な保有上限額を定めるべきである。また、現金による支払については10万円未満に限定しているものの、10万円を超える支払が生じた場合の決裁権限や事前承認フロー等が明確でなく、支払管理の観点から改善すべきである。さらに、現金による多額の入金があった場合に、一定の営業日以内に銀行へ預け入れる等の具体的な期限を設けることで、手元に多額の現金を長期間保有しない体制を整備し、資金管理の適正化を図るべきである。	農政課	○			資金管理の適正化を図るため、保有上限額を「30万円まで」、現金の保有期間を「7営業日以内に金融機関に預け入れなければならない。」と定めることとしました。 また、現金による支払い上限額を「原則1件20万円以下」に改め、20万円を超える支払いが生じた場合につきましては、川越総合卸売市場株式会社事務決裁規程の決裁権限基準に基づき対応する旨の報告を受けております。
意見93	固定資産の実査時期を明確に定めるべき (川越総合卸売市場株式会社) 会社は会計規則細則において固定資産の実査時期を「毎期末または必要と認めたとき」と定めており、現状は事業計画の策定にあわせて毎年1月頃に実査を実施しているとのことである。しかし、「毎期末または必要と認めたとき」という表現は実査時期の明確性を欠いており、担当者間で認識の相違が生じるリスクや、担当者異動時に実査実施の遅延・後ろ倒しが発生する可能性がある。固定資産の実査は年1回など定期的に実施するとともに、必要がある場合には適時に実施することが有用であると考え。そのため、固定資産の実査時期を「年1回以上」などと明確に定めるべきである。	農政課	○			川越総合卸売市場株式会社会計規則細則の固定資産の実査時期について、「毎期末または必要と認めたとき」から「年1回以上」へ改めたとの報告を受けております。
意見94	固定資産の実査結果に関する報告書やチェックリストなど、確認証跡となる資料を保管すべき (川越総合卸売市場株式会社) 川越総合卸売市場(株)では、毎年固定資産の実査を実施して現物を確認し、事業計画の策定に役立てているが、実査結果の報告書や実査時に使用したリストなど、実査の証跡となる資料が残されていない。実査結果や実査の証跡となる資料が保存されていないと、実査が適切に行われたかの確認をすることができないため、実査結果及びその証跡についての資料を保管すべきである。	農政課	○			実査が適切に行われてたことが確認できるよう、実査結果及びその証跡に関する資料を作成した後、適切に保管することとしました。
意見95	資産を特定するため、固定資産の現物には資産の管理番号や資産名称が記載されたシール等を貼付すべき (川越総合卸売市場株式会社) 会社の固定資産台帳上では資産ごとに管理番号や設置場所が記載されているものの、固定資産そのものには管理番号や資産名を示すシール等は貼付されていない。そのため、同一場所に同種の資産が複数存在する場合などにおいて、台帳と現物の照合が困難となる可能性がある。資産を特定するために、固定資産の現物には資産の管理番号や資産名称が記載されたシール等を貼付して管理すべきである。	農政課	○			固定資産の現物に資産の管理番号や資産名称が記載されたシール等を貼付し、台帳と現物の照合が可能となるよう適切に管理することとしました。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見96	個人情報の監査及び点検を「定期的にかつ随時に」実施するように個人情報保護規定の変更をするべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) 個人情報保護規定第41条及び第42条には監査及び点検を「定期的に又は随時に」実施する旨が規定されているが、この記載では監査及び点検をするタイミングが非常に曖昧になってしまうおそれがある。その結果、監査及び点検が適時に実施されず、個人情報の漏えいなどの事件を発見するもしくは事件発生を防止することができない可能性がある。監査及び点検は定期的を実施するとともに、必要がある場合には適時に実施することが有用であると考え。そのため、個人情報の監査及び点検を「定期的にかつ随時に」などと変更するべきである。	観光課		○		
意見97	収益の確保、人材採用及び育成等のために中期経営計画と人材育成計画を策定すべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) 法人は中期経営計画と人材育成計画を作成していないが、「川越市外郭団体への関与に係る指針」では、外郭団体に対して策定を求めている。法人は川越市からの運営費補助金と川越市から貸与されている駐車場の運営による収益が主な収入源となっている。会員数の増強による劇的な収入増は期待できないとのことである。職員の採用・人材育成の面でみると、職員の採用難への対応など、法人の運営上で解決すべき課題もある。そのため、中期経営計画と人材育成計画を策定すべきであり、市は法人の状況にあった計画の策定および実行について市の指針を踏まえて関与すべきである。	観光課		○		
意見98	市は補助率が補助対象経費の2分の1以下に近づくよう積極的に協議を進めるべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) (公社)小江戸川越観光協会は川越市から運営費補助金と事業費補助金を交付されている。運営費補助金については過去3年度において補助対象経費の60%以下になったことはなく、補助率は上昇している。事業費補助金についても、すべての事業費補助金で、過去3年度において全て65%を超えており、「補助金ありき」の事業として成立しているものと考えられる。「川越市補助金に関するガイドライン」で補助率が補助対象経費の2分の1以下となるよう努めるように記載されているため、市は法人と十分に協議をするべきである。	観光課		○		
意見99	市は観光振興に係る財政援助団体等の事業統合を検討するべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) 川越市の観光振興に係る財政援助団体等は(公社)小江戸川越観光協会だけでなく、川越まつり協賛会、小江戸川越観光推進協議会、(一社)DMO川越、(株)まちづくり川越など複数存在し、類似している事業内容となっている。そのため、これらの団体が事業統合により人材確保や事業整理をすることは事業継続性の観点から有効と考えられる。補助金の削減につながる可能性もあるため、市側も参画して積極的に検討をするべきである。	観光課		○		
意見100	競業及び利益相反取引についての理事会議事録の記載を拡充するべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条では、競業及び利益相反取引にかかる理事会の承認決議の際に、特別利害関係のある理事が決議に加わることを制限している。法人担当者からは、決議の際は特別利害関係のある理事は決議に加わっていないとの口頭説明を受けたが、理事会議事録上はその旨の記載がないため、法令に従ったか否かを確認することができない。今後は「当該理事は、本議案につき特別な利害関係を有するため、本議案の審議及び決議に参加しなかった。」旨の記載を議事録に記載するべきである。	観光課		○		

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見101	法人事務局内にある金庫のパスワードは定期的に変更すべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) (公社)小江戸川越観光協会の法人事務局内にある金庫のパスワードが数年間変更されていないとのことであった。金庫の開閉は事務局長と経理担当者のみで実施しているが、パスワードの定期的な変更がされない場合、他の職員や外部の関係者などへのパスワードの漏洩リスクが高くなるため、パスワードの定期的な変更をするべきである。	観光課	○			パスワードについて、令和8年4月に変更するとともに、パスワードの定期的な変更等、セキュリティ対策を進める旨の報告を受けました。
意見102	イベント利用の小口現金も日次で確認すべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) (公社)小江戸川越観光協会の事務局長及び経理担当者は、事務局内の金庫の中の小口現金については日次で確認しているが、イベントの釣銭用としてイベント管理担当者が別で管理している小口現金については月次での管理になっている。そのため、イベント利用の小口現金については帳簿外の管理となってしまう、実際の金銭種類(千円札、五百円玉など)別の数量等は事務局内の別の者が把握していない状況である。月次管理の場合、法人の小口現金の流用リスクが一般に高くなるため、イベント利用の小口現金についても、日次で小口現金の有高確認をするべきである。	観光課	○			イベントで使用する現金については、小口現金ではなく、釣銭用の仮払金から準備するよう、令和8年4月に事務を見直した旨の報告を受けました。
意見103	小口現金管理表に確認欄及び担当者署名欄を設定すべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) (公社)小江戸川越観光協会は小口現金管理表を用いて、小口現金の金種と有高を管理しているが、確認日付や確認者の記載がされていなかった。小口現金の管理は法人の資産流用リスクを低減することになるため、確認すべき箇所と確認担当者を明確化することで、より効果的にリスクを低減することができる。小口現金管理表に確認日付や確認者の記載欄を設定するべきである。	観光課	○			小口現金管理表について、令和7年4月に確認欄及び担当者署名欄を設定した旨の報告を受けました。
意見104	クレジットカード(法人カード)の名義を適時に変更すべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) 法人のクレジットカード(法人カード)は金庫に保管されており、クレジットカード支払いが要求されている経費の精算にのみ限定的に利用している。しかし、クレジットカードの名義変更が数年行われておらず、令和3年に退任した法人の前会長の名義のままであった。名義を変更しないままであると、前会長がカードを利用できる可能性が残り、法人にとっては不正利用のリスクが存在し続けることになる。さらに、不正利用や滞納などの問題があると法人の信用情報にも影響を及ぼすおそれがある。速やかに名義変更手続を行ってリスクを最小限に抑えるべきである。	観光課	○			当該カードを令和7年9月に解約するとともに、今後役員変更があった際は速やかに名義変更等の手続を行う旨の報告を受けました。
意見105	中小企業退職金共済制度の掛金の勘定科目を「退職給付費用」に変更すべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) (公社)小江戸川越観光協会は中小企業退職金共済制度の掛金を「福利厚生費」として計上しているが、「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月(平成30年6月改正))では「退職給付費用」として計上することとされている。そのため、中小企業退職金共済制度の掛金は「退職給付費用」として計上するべきである。	観光課	○			中小企業退職金共済制度の掛金については、令和7年10月から「退職給付費用」として計上するよう見直した旨の報告を受けました。

令和7年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年7月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見106	退職給付引当金の会計方針を財務諸表の注記に記載すべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) (公社)小江戸川越観光協会は財務諸表の注記には退職給付引当金についての記載が見られないが、「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月(平成30年6月改正))では退職給付引当金の計上は重要な会計方針にあたるため、財務諸表の注記に記載すべきである。 この点、法人が作成している「付属明細書」には退職給付引当金の会計方針について「期末要支給額は勤労者・退職金共済機構・中小企業退職共済事業本部よりの支給額と同額である為計上していない。」と記載されているが、この記載は財務諸表の注記に記載すべき内容である。	観光課		○		
意見107	固定資産と物品の取扱いについて整理すべき (公益社団法人小江戸川越観光協会) 法人の「会計処理規程細則」で規定されている物品と固定資産について、1年以上でかつ30万円未満の器具、備品等が固定資産と物品のいずれにも該当することになり、固定資産台帳と物品台帳のどちらにも計上することになるなど取扱いが被っている。そのため、明瞭性や効率性の観点から、固定資産の範囲を「耐用年数が1年以上かつ取得価額が30万円以上のもの」とするなど、規定を変更することで取扱いを整理するべきである。	観光課		○		